個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、この契約による事務（以下「当該事務」という。）を処理するにあたり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に取り扱わなければならない。

（法令遵守等）

第２　受注者は、この契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律、岸和田市セキュリティーポリシー、岸和田市電子計算機及び情報システム管理運用規定等関連法令を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第３　受注者は、当該事務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（使用者への周知）

第４　受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中だけではなく退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（個人情報保護に関する業務従事者に対する教育の実施）

第５　受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、この契約における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（収集の制限）

第６　受注者は、当該事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用の制限）

第７　受注者は、当該事務を処理するために個人情報を利用するときは、当該事務を処理するために必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

（適正な管理）

第８　受注者は、当該事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　受注者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、当該事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

３　受注者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「執務室」という。）を 定めるとともに、執務室に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

４　受注者は、当該事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前３項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、発注者に報告しなければならない。

５　受注者は、前項の規定により報告した事項に関し、発注者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は発注者と受注者とが協議して決定する。

（再委託の禁止）

第９　受注者は、当該事務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、発注者の承諾がある場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（目的外の使用等の禁止）

第１０　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、当該事務に関して知り得た個人情報を、当該事務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第１１　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、当該事務を処理するために、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第１２　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、当該事務を処理するために、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を外部に持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第１３　受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、当該事務を処理するために発注者から提供され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、速やかに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（事故発生時における報告）

第１４　受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除）

第１５　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第１６　受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

（注）　個人情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。